

阪神東部地域総合治水推進計画 用語解説集

【あ 行】

- 1) ^{あまがさきへいや}**尼崎平野**
東は猪名川・神崎川、西は武庫川で区切られた尼崎市域の平地。大阪湾の沿岸潮流や武庫川・猪名川が運ぶ土砂が堆積してできた。
- 2) ^{ありまそうぐん}**有馬層群**
今から 7500 万年～7000 万年前、中生代の白亜紀後半の火山活動による火山灰や溶岩でできた地層。
- 3) ^{いたみだんきゅう だいち}**伊丹段丘(台地)**
伊丹市域にある標高 45m程度の高台。
- 4) ^{いっすい}**溢水**
川などの水があふれ出ること。
- 5) ^{うがん}**右岸**
川を上流から下流に見て右側の岸。
- 6) ^{うすいちよりゅう しんとう しせつ}**雨水貯留(浸透)施設**
雨水を一時的に貯留し、または雨水の地下への浸透を促進する施設であって、浸水被害を軽減する効果を持つものをいう。
- 7) ^{えつりゅうてい}**越流堤**
洪水調節のため、堤防の一部を低くして洪水が堤防を越えて流れるような構造になっている堤防。洪水が越流堤の高さを超えた時、洪水の一部が越流堤を越えて遊水地や調節池に流れ込ませるために、設置する。
- 8) ^{おうえんきょうてい}**応援協定**
災害時応援協定とは、行政機関と民間事業者又は他の行政機関との間であらかじめ協定書を交わし、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するためのもの。
- 9) ^{おおさかそうぐん}**大阪層群**
数万年前～100 数十万年前の間に堆積した地層に対して用いられる名称

【か 行】

- 10) ^{がいすい}**外水**
堤防の外(河川側)にある河川を流れる水のこと。内水の対語。
- 11) ^{がいらいしゆ がいらいせいぶつ}**外来種(外来生物)**
人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を越えて持ち込まれた動植物。
- 12) ^{かくこちよりゅう}**各戸貯留**
住宅などにおいて貯留タンクに雨水を貯めること。
- 13) ^{かしょうくつきく}**河床掘削**
川底を掘り下げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 14) ^{かしょうこうばい}**河床勾配**
川の流れる方向の川底の傾きのこと。一般に山間部では河床勾配が急で、平野部では緩やかである
- 15) ^{かせんかんりしせつ}**河川管理施設**
ダム、堤防、護岸、床止めなど、河川管理者が設置及び管理する施設。洪水による被害防止などの機能をもつ施設。
- 16) ^{かせんかんりしや}**河川管理者**
河川を維持管理する者をいう。
- 17) ^{かせんせいびきほんほうしん かせんせいびけいかく}**河川整備基本方針・河川整備計画**
河川整備基本方針とは、長期的な河川整備の基本的方針を定めたもの。
河川整備計画とは、河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な河川整備の目標を定め、今後 20～30 年間で実施する河川整備の内容を示したもの。いずれも河川法に基づく計画。
- 18) ^{かせんたいさく}**河川対策**
河床掘削、河道拡幅や洪水調節施設整備等により、より多くの洪水を安全に流せるようにする河川での対策。

- 19) **河道**
流水を安全に流下させるための水の流れる部分のこと。通常水が流れている低水路と、洪水の時だけ流れる高水敷に分けられる。
- 20) **河道拡幅**
川の幅を広げることで、川の断面積を広くして、より多くの洪水を安全に流せるようにすること。
- 21) **冠水**
洪水などによって水に浸ること。
- 22) **貴重種(重要種)**
レッドデータブック等に特定されている絶滅のおそれがある野生生物の種のこと。
- 23) **狭窄部**
河道の川幅が部分的に狭くなった場所。
- 24) **矩形断面**
四角い断面。
- 25) **計画規模**
洪水を防ぐための計画において、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ(対策の目標となる洪水の規模)のこと。
- 26) **下水道管理者**
下水道法の規定により、下水道を管理する者をいう。
- 27) **(堤防の)決壊**
堤防などが切れて崩れること
- 28) **減災対策**
災害による被害を最小限におさえようとする取り組み。
- 29) **県民緑税**
豊かな緑を次の世代へ引き継いでいくため、県民共有の財産である緑の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして兵庫県が平成18年度から導入した。
- 30) **(森林の)公益的機能**
森林が持っている機能のうち、広く一般に

役立つもの。水資源のかん養や山地災害の防止、二酸化炭素の吸収源、保健休養・教育文化活動の場を提供する機能などをいう。

- 31) **公共下水道**
主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。主として市街地で実施される「公共下水道」等がある。
- 32) **洪水調節容量**
洪水調節のため、一時的に洪水を貯める際に使われるダム等の容量。
- 33) **洪水吐**
洪水の流入に対し、ダムと貯水池の安全を確保するために設けられた放流設備の総称。
- 34) **古生層**
古生代(5億7,000万年～2億4,500万年前)に堆積した層で、母材は礫岩、砂岩、泥岩等、固結堆積岩等が交互に堆積している地層
- 35) **護岸**
洪水、高潮、津波及び波浪などから堤防、河岸、海岸を防護するために設けられる人工構造物。

【さ 行】

- 36) **災害時要援護者**
年齢や障害などが原因で、災害発生時の避難等で何らかの支援を必要とする人。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が該当する。
- 37) **在来種**
ある地域で人間の影響を受ける以前から繁殖し続けている生物。自生種、野生種ともいう。外来種(外来生物)、帰化植物の対語。
- 38) **左岸**
川を上流から下流に見て左側の岸。

- 39) ^{さぼう てい}**砂防えん堤**
土石流による災害を防ぐために溪流に設置する施設。「砂防えん堤」には、土石流を食い止める働きのほかにも、土砂を貯めて溪流の勾配を緩やかにする働きや一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぐ働きがある。
- 40) ^{さんせい かさいがん}**酸性火砕岩**
火砕岩は火山噴火などにもない火山灰や火山岩片などが堆積した堆積岩のうちケイ酸が約60%以上のもの。
- 41) ^{さんめんばり}**三面張**
河道の河床と法面を護岸等で覆うこと。
- 42) ^{しせん}**支川**
本川に合流する河川のこと。本川から下流向きに見て、右側に合流する河川を「右支川」、左側に合流する河川を「左支川」と呼ぶ。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」と次数を増やして区別する場合もある。
- 43) ^{しぜんかがん}**自然河岸**
護岸が設置されておらず、縦断的・横断的に自然な状態、自然な変化をもつ河岸
- 44) ^{じゅうようしゅ}**重要種**
(貴重種と同じ)
- 45) ^{じゅんようかせん}**準用河川**
準用河川は一級河川及び二級河川以外の河川の中から、市町長が管理する河川で、河川法の規定の一部が準用される。
- 46) ^{しょくせい}**植生**
ある地域における植物体の集まりの総称。植生の成立は、地形や気候等の環境要因や伐採や農耕等の人為的要因の影響を受ける一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させる。現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果である。
植生を地図上に表現したものを植生図という。
- 47) ^{しんすい}**親水**
人が水に親しみやすくすることをいい、勾配を緩くして階段を設置し、小さな子供でも水に触れられるような構造にするなどが挙げられる。
- 48) ^{しんすいそうていくいき しんすいよそうくいき}**浸水想定区域(浸水予想区域)**
河川及び下水道(以下「河川等」という)において、河川等の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
- 49) ^{しんとうます}**浸透枺**
家屋の雨とい等から流入してくる雨水を受ける構造物で、側面及び底面に孔があり、雨水を地中に浸透させる構造のもの。
- 50) ^{すいがい}**水害リスク**
洪水等によるはん濫などの被害に遭う可能性があること。
- 51) ^{すいけい}**水系**
同じ流域内にある本川、支川、派川およびこれらに関連する湖沼の総称。
- 52) ^{しんりん すいげん ようきのう}**(森林の)水源かん養機能**
森林が形成する多孔質土壌に雨水を浸透、貯留する機能。
- 53) ^{すいでんちよりゅう}**水田貯留**
大雨のとき、水田の排水口に直角に板を立てる等により、一時的に雨水を貯留すること。
- 54) ^{すいぼうかつどう}**水防活動**
川が大雨により増水した際、堤防の状態を見回り、堤防などに危険な箇所が見つければ、壊れないうちに土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する活動。
- 55) ^{すいぼうかんりだんたい}**水防管理団体**
水防に関する責任のある市町村、または水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(水防事務組合)、もしくは水害予防組合のこと。
- 56) ^{すいぼうれんらくかい}**水防連絡会**
各土木事務所等が水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。
- 57) ^{せいきかくりつ}**生起確率**
ある現象が生じる確率。地震や水害など災

害では、「生起確率 100 年」は「100 年に 1 度」の確率で発生することを表す。

58) ^{せいぶつたようせい} ^{せんりやく} **生物多様性ひょうご戦略**
生物多様性に関してこれまでに実施してきた取組を体系的に整理し、その中で明らかとなった課題に対して的確に対応し、生物多様性の保全を図るための兵庫県の指針(平成 21 年 3 月策定)。

59) ^{せきいた} **堰板**
用水路等で、水をせき止める板。

60) ^{せとうちがたきこう} **瀬戸内型気候**
瀬戸内海を中心とした地域に見られる気候。降水量が少なく、晴天日数や日射量の多いことが特徴。

【た 行】

61) ^{たいすいきのう} **耐水機能**
浸水が見込まれるとき、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置したり、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減することをいう。

62) ^{たかしお} **高潮**
台風により気圧が低くなって海面が吸い上げられたり、強風で海水が吹き寄せられたりして、海面が普段よりも高くなること。

63) **ダム**
河川の流水を貯留し、または取水するために河川に横断的に設置する構造物。一般的には高さが 15m 以上のものをいう。

64) ^{だんきゅうれきそう} **段丘礫層**
河岸段丘部の砂礫堆積物。上流から運搬されて堆積した砂礫である場合が多い。

65) ^{たんばさんち} **丹波山地**
兵庫県東部・京都府・大阪府北部・滋賀県西部・福井県南西部に広がる隆起準平原。

66) ^{たんばそうぐん} **丹波層群**
古生代二疊紀～中生代ジュラ紀(およそ 2

億 5,000 万年～2 億年前)に、大陸から流れてきた砂泥が海底で固まった泥岩や砂岩、海にすむケイソウや放散虫等の生物がたまって固まったチャート、サンゴやフズリナ等がたまって固まった石灰岩からできた地層

67) ^{ちいきぼうさいけいかく} **地域防災計画**
市民の生命、財産を災害から守るために、災害に係わる事務又は業務に関して、県及び市が定める災害対策基本法に基づく計画。

68) ^{ちくてい} **築堤**
堤防をつくること。

69) ^{ちさん} **治山**
健全な森林を整備し、土砂災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全などを図る行為の総称。具体的には、保安林制度など、森林における行為の規制や、山腹崩壊の防止など土砂災害を防ぐための工事が実施される。

70) ^{ちさん} **治山ダム**
山からの土砂流出をコントロールする施設。森林法に基づいて農水省林野庁の所管として行う治山事業で、山地からの土砂流出抑制を目的としたダム。

71) ^{ちすい} **治水**
洪水や氾濫等による水害から人命および財産を守るために、河川工事等を行うこと。

72) ^{ちすいあんぜんど} **治水安全度**
洪水に対する川の安全の度合いを表すもので、被害を発生させずに安全に流下させる洪水の発生する確率(確率年)で表す。

73) ^{ちゅうせきへいや} **沖積平野**
主に河川の堆積作用によって形成される平野の一種。

74) ^{ちゅうせきそう} **沖積層**
現在の河岸・海岸平野などの沖積部を形成する堆積物の地層。

75) ^{ちようせいち} ^{ちようせつち} **調整池(調節池)**
開発等により、雨水が河川へ流出しやすくなることに對し、一時的に雨水を貯留し、河川への流出量を軽減するために、開発に合わせて設置される池。

- 76) ^{ちりゅうしんとうしせつ}**貯留浸透施設**
雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、雨水流出量を抑制する施設。
- 77) ^{ていぼう}**堤防**
洪水を氾濫させないため、左右岸に築造される構造物。多くの場合は盛土によるが、コンクリート等で築造される場合もある。
- 78) ^{とうすいせいほそう}**透水性舗装**
多孔質にして、雨水を表層から下層へ浸透させる舗装。
- 79) ^{どしゃさいがいけいかいいき}**土砂災害警戒区域**
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)に基づき、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきものとして政令で定める基準に該当する区域

【な 行】

- 80) ^{ないすい}**内水**
堤防の内側(陸地側)に貯まる雨水をいう。
- 81) ^{ねんちようかかくりつ}**年超過確率**
ある値を超える確率を年単位で表す。超過確率年や超過確率ともいう。
確率年とは、地震や水害など災害の発生頻度、発生確率を表す単位のひとつで、「100年」は「100年に1度」の確率であることを表す。
- 82) ^{のうぎようしんこうちいき}**農業振興地域**
「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の振興のための施策を総合的、計画的に推進するため指定された地域。

【は 行】

- 83) **ハザードマップ**
自然災害による被害の程度を予測し、その被害範囲を地図化したもので、河川の氾濫を

想定した「洪水ハザードマップ」、内水の浸水被害を想定した「内水ハザードマップ」などがある。兵庫県では、パソコンから簡単に閲覧できるCGハザードマップも制作している。

- 84) ^{はんらんきけんすい}**氾濫危険水位**
氾濫が起こる可能性がある水位。
- 85) ^{ひなんかんこく}**避難勧告**
人的被害の発生可能性が高まった際に、市町が避難の開始を住民等に求めること。
- 86) ^{ひなんしじ}**避難指示**
避難勧告より状況が悪化し、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況で、市町が直ちに避難するよう住民等に指示すること。
- 87) ^{ひと しぜん かわ}**“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念及び基本方針**
人と自然が共生する川づくりのため、兵庫県が平成8年5月に「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」を定めたもの。
- 88) ^{ほうさい}**フェニックス防災システム**
兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて構築した、あらゆる災害に迅速に対応できる総合的な防災情報システム。災害情報や気象観測情報の収集・提供や洪水予測などの機能を持ち、県市の迅速で的確な初動・応急対応を支援する。
- 89) ^{ふつうかせん}**普通河川**
一級河川、二級河川、準用河川以外の河川法に基づく指定を受けない小河川で、実際の管理は市町などが行う。
- 90) ^{ほあんりん}**保安林**
水源のかん養、山腹崩壊等の防止等のため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採等が規制される。

- 91) ^{ほうさいぎょうせいむせん}**防災行政無線**
市町村防災行政無線とは、防災関係機関への連絡や、住民へ防災情報を伝達する無線通信システムのことをいう。

92) ^{ぼうさいきょてん}
防災拠点
災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。

93) ^{ぼうさいちようせいち}
防災調整池
開発等により、雨水が河川へ流出しやすくなることに対し、一時的に雨水を貯留し、河川への流出量を軽減するために、開発に合わせて設置される池。

94) ^{ほくせつさんち}
北摂山地
主に兵庫県南東部から大阪府北部、京都府南西部に広がる山地

95) ^{ほんせん}
本川
水系の中で、流量、河川の長さ、流域の大きさなどが、もっとも重要と考えられる河川、あるいは最長となる河川のこと。
本川に対し、本川に合流する河川のことを支川という。

【ま 行】

96) ^{まいそく}
埋塞
河川や道路が土砂等によって塞がれること。

97) ^{みずじゆんかん}
水循環
水は、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって地表面に達した後再び地表面や植物の葉面もしくは水面などから蒸発散する循環経路を通る。それ以外にも、降雨が河川となり海に流出したり、地下に潜るなど、非常に複雑で変化に富んでいる。これらの水の流れる経路や水量をまとめてとらえたものを水循環という。

【や 行】

98) ^{やまづ}
山付け
川の岸が山地・丘陵地等になっていること。

99) ^{ようえんごしや}
要援護者
(災害時要援護者を参照)

【ら 行】

100) ^{りすい}
利水
河川の水を生活用水や農業用水、工業用水、発電などに利用すること。

101) ^{りゆういき}
流域
降雨などが地表や地下を通過して、その川に流れ込む範囲。

102) ^{りゆういきげすいどう}
流域下水道
2以上の市町の下水を集め、下水処理場で処理する下水道。基本的には県が事業を行っている。

103) ^{りゆういきけん}
流域圏
(流域と同じ)

104) ^{りゆういきたいさく}
流域対策
校庭に雨水を一時的に貯留する等、河川への流出量を抑制するため行う対策。

105) ^{りゆうしゆつよくせい}
流出抑制
雨水が河川や下水道に直接的に流出しないようにすること。これにより、下流河川等に対する洪水負担が軽減される。

106) ^{りゆうしゆつよくせいたいさく}
流出抑制対策
(流域対策と同じ)

107) ^{りんちかいはつきよかせいど}
林地開発許可制度
無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るため、森林法に基づき設けられた制度。1ヘクタール(10,000平方メートル)を超える森林の開発をしようとするときは、この制度の手続きに従って、知事の許可を受けなければならない。

108) ^{れんぞくていぼう}
連続堤防
切れ目なく連続している堤防。